平成２３年（フ）第１７２６４号
東京都板橋区志村３丁目７―21―201
債務者　野村　隆俊
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１０２号
東京都板橋区加賀２丁目18―15　日興タクシー寮
債務者　菅原　朝彦
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７０５号
東京都杉並区梅里１丁目21―15―703
債務者　星　美代子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９７５号
東京都葛飾区奥戸５丁目３―10―302
債務者　寺内　孝行
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９７６号
東京都葛飾区奥戸５丁目３―10―302
債務者　寺内　美樹（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１７８号
東京都台東区北上野２丁目９―19―301
債務者　鈴木　啓之
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２４６号
東京都北区昭和町１丁目５―12―201
債務者　谷田貝不二子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２７０号
東京都江戸川区東葛西２丁目８―13　ドルフM201
債務者　蛯原　千晴
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２７１号
東京都江戸川区東葛西４丁目20―11―102
債務者　香西　康子（旧姓松崎・望月）
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３８６号
東京都新宿区百人町４丁目８－７―905
債務者　高野小百合
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４３７号
東京都杉並区和泉１丁目11―３－Ｆ
債務者　宮本　　麗
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２４０号
東京都練馬区石神井台８丁目１－８
債務者　森田　資子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１９３号
東京都品川区旗の台３丁目３－９―103
債務者　小松　一晴
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２１２号
東京都北区豊島５丁目４－２―134
債務者　工藤　雄二
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２１９号
千葉県千葉市若葉区小倉台４丁目３―12―304
債務者　山屋　美香
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２２０号
東京都新宿区中井２丁目12―４―201
債務者　田中　孝市
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部